

奈良女子大学同窓会佐保会東京支部会則

第1章 総則

- 第1条 本会は奈良女子大学同窓会佐保会（以下同窓会佐保会）東京支部という。
- 第2条 本会は同窓会佐保会（平成24年9月30日設立）の東京支部であって本部との連絡および会員相互の親睦・向上を図り、合わせて、地域社会の文化向上に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会はその事務所を東京都杉並区阿佐谷南一丁目8番3号一般社団法人佐保会（以下（一社）佐保会という）東京会館（以下会館という）内に置く。

第2章 会員

- 第4条 （一社）佐保会正会員中、東京都在住者及び近県在住者は、本会の会員となる資格を有する。
入会又は退会を希望する者は、文書により届出をする。届出事項に変更のあるときは、速やかにその旨本会に通知する。
- 第5条 入会届には下記事項を記載する。
入会届（その後の変更も含む）に記載された個人情報利用は、（一社）佐保会、同窓会佐保会とその各支部及び本会の活動に限定する。

記

会員の住所（電話番号）、氏名（旧姓）、卒業年次、部、科、職業、勤務先（電話番号）等

第3章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。役員は本会の運営に参画し、事業の計画、実行、会館の運営、管理にあたる。
1. 支部長 1名
 2. 副支部長 2名
 3. 庶務担当役員 若干名
 4. 会計担当役員 若干名
 5. 監査役 2名
 6. 相談役 若干名
- 第7条 本会の役員は総会において役員候補者推選委員会（以下推選委員会という）が推選した候補者の中から選出する。推選委員会の設置及び構成並びに役員候補者の推薦基準は内規による。

- 第8条 役員（相談役を除く）の任期は1年とし、相談役の任期は2年とする。ただし、いずれも再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは、役員会が役員を選出し、その任期は前任者の残存期間とする。

任期満了又は辞任によって退任する役員は、後任者が就任するまでその任務を行う。

- 第9条 各役員の任務は次のとおりとする。

1. 支部長は本会を代表し、かつ会務を総理する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 庶務担当役員は、本会の役員名簿の整理・議事録及び事務記録の作成、諸通知の発送、渉外事務その他庶務に関する一切の事項を取扱う。
4. 会計担当役員は、会費の徴収、収支出納記録の作成、決算報告書や予算案の作成、その他会計に関する一切の事項を取扱う。
5. 監査役は、本会の会計を監査してその結果を総会に報告する。なお役員会に出席して意見を述べることができる。
6. 相談役は随時支部長の相談に応じ、役員会に出席して意見を述べるができる。

第4章 総会

- 第10条 総会は定時総会及び臨時総会とし、支部長がこれを招集する。

定時総会は毎年1回5月に開催する。

臨時総会は役員会において必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上の請求があったときにこれを開催する。

総会は、会員総数の4分の1以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 第11条 総会に附議すべき事項は次のとおりとする。

1. 会務の報告
2. 決算の承認及び予算の決定
3. 役員を選出
4. 会則・内規の改正
5. 会費の決定
6. その他重要な事項

第12条 総会の議長及び副議長は役員以外の出席会員の中からその都度選出する。

第13条 総会の決議は、出席会員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第5章 役員会

第14条 役員会は支部長、副支部長、庶務及び会計担当役員をもって構成し、支部長がこれを招集する。

第15条 役員会は次の事項を審議する。

1. 総会に提出する議案
2. 総会の決議により委任された事項
3. 本会の事業計画
4. 役員の前欠に関する事項
5. 会務の処理に関する内規、規則等の制定および改廃に関する事項
6. 各種委員会の設置、解散、人事に関する事項
7. 相談役候補者推薦に関する事項
8. 会員に対する慶弔に関する事項
9. その他必要な事項

第16条 役員会の決議は、構成員の過半数が出席し、かつ構成員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第6章 期・回代表者会

第17条 各期・各回に期・回代表者を2名置く。保姆科・幼稚園教員養成課程・臨時教員養成所はこれに準ずる。代表者は、各期・各回の会員が互選により選出し、各期・各回の会員と連絡を密にし、その意思を代表する。

(一社)佐保会入会時の期・回が在学時同期であった会員と異なるときは東京支部で活動する期・回を選択することができる。期・回の選択は東京支部の承認を受けるものとする。

第18条 期・回代表者をもって期・回代表者会を構成し、その意思は出席代表者の過半数をもって決する。

第19条 期・回代表者会は、役員会が下記事項に関する決議をする前に、同会に対し、期・回代表者会の意思を書面で通知することができる。

記

1. 会則改正案に関する事項
2. 会費値上げ案に関する事項

3. 会館運営に関する内規の変更に関する事項

第7章 委員会

第20条 支部長は本会の運営上又は重要事項の計画遂行のために、内規記載の各種委員会の設置を必要と認めた場合、随時役員会の決議を経てこれを設置し、会員の中から委員を委嘱し、委員会の任務終了と同時にこれを解散することができる。支部長は各種委員会の運営状況を総会、期・回代表者会に、又は会報等により会員に随時報告しなければならない。

第8章 会計

第21条 会費は内規にこれを定める。会員は支部会費及び(一社)佐保会会費の各年額を毎年3月末日までに納入する。

東京支部は(一社)佐保会会費を同会に納付する。ただし、卒業後60年を経過した会員は会費を免除する。

第22条 本会の資産は支部長がこれを管理する。

第23条 会費の変更は、役員会が期・回代表者会の意見を聞いて作成した変更案につき総会においてこれを決する。

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9章 会則の改正

第25条 会則改正案は、役員会が期・回代表者会の意見を聞いて審議し、作成する。

第26条 支部長は、改正案を総会の期日の1箇月前までに全会員に通知しなければならない。

第27条 会則改正に関する総会の決議は、出席会員の3分の2以上をもってこれを行う。決議は即時施行する。

附則

1. 社団法人佐保会が一般社団法人佐保会に移行した平成24年8月1日当時社団法人佐保会東京支部の会員であった者は、その会員の特段の意思表示のない限り、奈良女子大学同窓会佐保会東京支部の会員になったものとする。
2. 社団法人佐保会東京支部の財産は奈良女子大学同窓会佐保会東京支部が引き継ぐものとする。

以上

平成27年5月改正